

耐火ケーブルの適用範囲に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編
鋼船規則 CS 編
鋼船規則 H 編
鋼船規則検査要領 H 編
鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

耐火ケーブルの適用範囲に関する事項

改正理由

SOLAS 条約においては、火災に対する安全性の観点から、火災の危険性を考慮すべき場所に設置されるケーブルには耐火性を要求している。本会規則においては、同条約要件を規定するとともに、耐火ケーブルの適用範囲に関する要件として、IACS 統一規則 E15(Rev.2)に規定される火災の危険の高い区域に敷設されるケーブルに加え、IEC60092-352(1997)の規定を参考に、居住区内等の隔壁又は甲板を通過して敷設されるケーブルにも耐火ケーブルを使用する旨規定している。

しかしながら、IEC60092-352(2005)において、防火境界に関する要件が削除される等、耐火ケーブルの適用範囲に関する要件が IACS 統一規則 E15(Rev.2)と同等に改められたことから、今般、IACS 統一規則 E15(Rev.2)と整合するよう関連規定を改めた。

改正内容

火災の際に使用される装置のケーブルに対する耐火性の適用範囲を改めた。